

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例案

令和 7 年（2025 年）9 月 24 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 6 号ただし書中「第 2 条第 17 項」を「第 2 条第 18 項」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）の施行の日から施行する。

（理 由）

関係法令の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。